

# IFRS News

Quarter 2 2012

# vol. 13

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2012年2回目となる本号では、初めに、IASBの改訂された作業計画および年内に公表が予定されている文書の目標公表日に注目します。さらに、現在の経済状況から生じるいくつかの問題がIFRSを使用している企業に及ぼす影響について考察します。

続いて、Grant Thorntonが公表したいいくつかの新しい刊行物を含め、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに目を向けます。最後に、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動およびまだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日について紹介します。



# IASBの改訂された作業計画

3月末に、IASBは最新版の作業計画を公表しました。本作業計画には、2012年に取り組む作業それぞれについてIASBの目標公表日が示されており、将来の財務報告における要請に対して事前に計画を立てようと考えている企業にとって重要な情報源となります。

その中でも特に興味深いものは、IASBの米国とのコンバージェンス作業における残り4つのプロジェクト、すなわち、収益認識、リース、保険契約、IAS第39号(金融商品に関する現行の基準)の置換えを対象とした改訂された計画です。2012年においてこれら主要なプロジェクトが実施される時期を以下の表に示します。注目すべきは、収益認識に関する新基準の公表は2012年内には予定されておらず、新リース基準の最終基準化の目標期日が設定されていないということです。

## 2012年のIASBの目標公表日

	2012年 第2四半期	2012年 第3四半期	2012年 第4四半期
IFRS第9号:金融商品 ・分類および測定 ・減損 ・一般的なヘッジ会計 ・マクロ・ヘッジ			ED目標 Re-exposure IFRS(最終基準化)目標 DPまたはED目標
収益認識	受け取ったコメントの検討		
リース			Re-exposure
保険契約			RDまたは改訂ED

ED=公開草案  
DP=ディスカッション・ペーパー  
RD=レビュー・ドラフト  
Re-exposure=公開草案の再公表

表に示されている4つの主要なプロジェクトに加えて、IASBは、IFRS第3号「企業結合」とIFRS第8号「事業セグメント」の両者について適用後レビューを行うことを計画しています。また、IASBは、年次改善プロジェクト(緊急ではないが必要とされる小規模なIFRSの改訂を行うプロセス)を実施します。これに関する公開草案は、本年度の第2四半期に公表される予定です。

## 残るコンバージェンス・プロジェクトを別にすれば、IASBは初めて白紙に近い状態で新たなスタートが切れると考えている

全体的に見て、改訂された作業計画から、IASBが基準を設定するペースが減速していることが見てとれます。これはおそらく、新しい指導者のもとでIASBが将来における優先事項の見直しを行い、そうなることが予想されるからです。この10年間、IASBのアジェンダは事前に細かく予定が組まれていました。IASBは、最初の5年間は欧州およびその他の国々による適用に合わせてIFRSの改善に取り組み、その後の5年間は米国とのコンバージェンス作業に主として取り組みました。上記した残りの4つのコンバージェンス・プロジェクトを別にすれば、IASBはこの10年間で初めて白紙に近い状態で新たなスタートが切れると考えています。

IASBの新議長であるHans Hoogervorst氏は、今年3月にメキシコで行ったスピーチにおいて、IASBの将来の計画がどのようなものであるかを示し、それと同時に会計基準が新しく公表されない安定期間 (period of stability) は多くの人々から歓迎されるであろうと述べました。コンバージェンスに関する作業計画の完了後、IASBが行うプロジェクトの一つは、多くの場合、IASBの意思決定を基準として機能している概念フレームワークの改訂であるだろうことをHoogervorst議長は示唆しました。また、その他の包括利益の概念をより明確に定義することも優先されます。IASBが取りかかる可能性のあるその他のプロジェクトには、農業、共通支配下の企業結合、ハイパーインフレーションおよび料金規制産業が含まれます。最後に、Hoogervorst議長は、多くの人々がIFRS開示の過重負担として認識している事項に対処するという考えを示しました。これは、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業から幅広い支持を得ると期待される提案です。

### IASBとFASBは金融商品の会計処理における相違を埋めようと努力している

IASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) は、金融商品に関するそれぞれの分類および測定モデルの間の相違を埋めるよう共同で取り組むことを1月に発表しました。

IASBは、IFRS第9号 (IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換える基準) に対して限定的な適用範囲修正を行うプロジェクトのなかで、FASBと行う議論の結果を考慮に入れるということです。

この発表とは関係なく、両審議会は、金融資産の減損に関して共通のアプローチを開発する既存の作業を引続き行っています (前ページの表をご覧ください)。この既存作業に関する最近の議論では、両審議会は減損に関して「3バケット」アプローチと呼称されているものを採用するであろうことが示唆されています。

当初認識時に金融資産はバケット1に区分され、その後12ヶ月以内に見込まれる期待 (発生とは異なる) 損失を認識します。その後、回収可能性が低下した場合には、金融資産をバケット1からバケット2とバケット3に振り替えることとなります。全期間における期待損失の見積りは、バケット2とバケット3の双方に対して行うこととなります。ただし、バケット2がグループベースで算定される一方、バケット3は個別の資産単位で算定されます。

The image shows a handwritten ledger with two pages, numbered 53 and 54. The pages contain columns of handwritten text and numbers, likely representing financial data or accounting entries. The columns are organized into two main sections, each with a header that appears to be 'Lump' and 'Lump'. The entries consist of various numbers and some illegible handwritten text, possibly representing dates, amounts, or account identifiers.

# 現在の経済状況がもたらす IFRSの問題

2011年末および2012年の第1四半期には、欧州の多くの国で成長率の鈍化がみられ、一部の国では再び景気後退入りするのではといった声も聞かれました。ユーロ圏全部とユーロ圏を超えた地域の国々において、景気回復の見通しは依然として不透明な状態が続いています。その結果、市況は多くの企業にとって厳しいものとなっており、経営者およびガバナンス責任者はさまざまな問題に直面しています。IFRSを使用している企業が検討する必要のある問題のいくつかについて概要を説明します。

## IFRSを使用している企業が直面する問題

問題	検討すべき事項
金融引締め政策	金融引締め政策を実施している国で公共部門との重要な取引を行っている企業は、取引量と利益率が圧迫されることになりそうです。こうしたことは基本的にはビジネス上の問題ではあるものの、以下に示す問題を含め、財務報告のさまざまな側面に対しても広範囲にわたる影響を及ぼす可能性があります。しかし、公共部門と直接に取引を行っていない企業でも間接的に影響を受けることも考えられます。
経営者による解説に与える影響	経営者は、これらの広範な経済的要因が将来における事業の見通しに及ぼす影響を評価する必要があります。経営者による解説 (management commentary) (または経営者による業績の検討と分析 (MD&A: Management Discussion and Analysis) あるいは事業および財務上のレビュー (OFR: Operating and Financial Review) など同義) と財務諸表は、期待成長率や事業セグメントの識別といった分野において相互に整合性がとれていることが重要です。
継続企業の前提	経済の先行き懸念、公共支出の削減による影響および資金調達能力は、経営者が、自社の継続企業として存続する能力に関するリスクを評価したり、関連する開示を行う際に考慮する必要があります。
減損	現在の経済状況は、金融資産および非金融資産の両方の減損に対して広く影響を及ぼすことが予想されます。減損損失については、特定の事実および状況を反映してケース・バイ・ケースで決定する必要があります。金融資産について、いくつかの具体的な検討すべき点を以下に示します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デット型資産 (債券・貸付金など) については、減損の客観的証拠には、債務者の財政難、金融商品の契約条件の不履行および債務者が破綻する、または債務再編を行うことが確実になることが含まれる。</li> <li>・持分に対する投資については、原価を下回る大幅なまたは長期にわたる公正価値の下落は、減損の客観的証拠の一つである。</li> <li>・売却可能金融資産については、減損の客観的証拠が存在する場合、その他の包括利益で認識されている公正価値の下落分は全部を損益に組み替える必要がある。</li> </ul> <p>また、非金融資産についても減損を認識する必要があり、IAS第2号「棚卸資産」に準拠して棚卸資産の評価減を行うよう要求される場合があります。</p> <p>さらに、ユーロ圏のソブリン債務危機は、一部の企業が減損テストを実施する際に使用する割引率に対して影響を及ぼすことも考えられます。</p> <p>ユーロ圏のソブリン債務危機により、ユーロ圏の弱小国家として認識されている国の長期国債利回りが上昇する一方、安全と考えられている国の国債利回りが低下しました。こうした情報を減損テストの算定に加味することで、一部の資産および資金生成単位の減損テストに使用される割引率が著しく上昇するおそれがあります。</p>
リストラクチャリングの影響	企業の事業の一部を売却または廃止するという決定を下す場合には、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の基準の適用を考慮に入れる必要があります。また、経営者は、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に基づいて引当金を計上する必要があるか検討しなければなりません。

# IASBは政府からの借入金に関連してIAS第1号を改訂

IASBは、「政府からの借入金－IFRS第1号の改訂」を公表し、政府からの借入金に関するIAS第20号「政府補助金」の基準をIFRSの初度適用企業が遡及適用することを免除しています。IAS第20号では、政府からの借入金を当初認識時の公正価値で測定し、市場金利よりも低利の借入金の便益については政府補助金として会計処理するよう要求しています。

## 本改訂ではIFRSの初度適用企業がIAS第20号の基準を遡及適用することを免除

このIAS第1号の改訂に基づいて、初度適用企業は以下の事柄を行います。

- IAS第32号「金融商品：表示」に基づいて、受け取った政府からの借入金を金融負債または資本として分類する。
- IFRS移行日に政府からの借入金を従前のGAAPに基づく帳簿価額で測定し、移行日後はIFRS第9号「金融商品」またはIAS第39号「金融商品：認識および測定」を適用する。
- IAS第20号を、移行日後に生じた政府から受け取った借入金に対して適用する。

上記の規定にかかわらず、企業はIFRS第9号「金融商品」およびIAS第20号の規定をIFRS移行日より前に発生した政府からの借入金に対して遡及適用する場合があります(ただし、そのために必要な情報を、当該借入金の当初の会計処理を行う際に入手しておく必要があります)。

## グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、本改訂を歓迎します。それは、IAS第20号の政府からの借入金に関する基準を初めて適用する際に、既にIFRSに基づいて財務諸表を作成している企業が利用できるものと同じ免除措置をIFRSの初度適用企業に対しても提供しているからです。本改訂が行われる前は、IFRS移行日より前に市場金利よりも低利の政府からの借入金を受け取った初度適用企業は、当該借入金の公正価値を遡及して見積る必要があったため、事後的判断が求められていました。



# SMEIGは2つの最終的なQ&Aを公表

中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs) に関してSMEインプリメンテーション・グループ (SMEIG) は、以下の2つの新しいQ&A形式の文書を公表しました。

- Q&A 2012/01 中小企業向けIFRS  
総論的なトピック: 「過度の費用または労力」の適用
- Q&A 2012/02 中小企業向けIFRS  
セクション3: 「当局が完全版IFRSへの回帰を要求する場合」

SMEIGが公表したこれらQ&Aは、中小企業向けIFRSを使用する企業が特定の会計処理の問題について考える際に、有用ではあるが強制力のないガイダンスです。完全版IFRSの適用を修正・変更することは、まったく意図していません。以下の表では、2つのQ&Aのガイダンスの概要を説明しています。

## Q&A 2012/01 「過度の費用または労力」の適用

- 中小企業向けIFRSの通常の要求事項を一部免除する場合、「過度の費用または労力」という表現をどのように解釈すべきかについて取り上げている。

### A(アンサー):

- 「過度の費用または労力」については、中小企業の固有の状況ならびに費用および便益を評価する際の経営者の専門家としての判断によることとなるため、中小企業向けIFRSのなかでは意図的に定義を行っていない。
- 要求事項に準拠する上で必要な情報の入手または特定が中小企業にとって過度の費用または負担となる場合、中小企業は当該要求事項の適用を免除されるであろうことを明確にしている。

## Q&A 2012/02 「当局が完全版IFRSへの回帰を要求する場合」

- 特定の取引に関する認識および測定基準が中小企業向けIFRSでは具体的に取扱いされていないが、完全版IFRSでは取り上げられている場合において、中小企業は完全版IFRSの認識および測定基準に従わなければならないという要求を当局(国)が追加した場合に対処している。
- Q(クエスチョン)では、そうした国の企業は中小企業向けIFRSに準拠したと表明できるかどうかを質問している。

### A(アンサー)は、以下の事柄を示している。

- 会計方針の選択および適用に関する中小企業向けIFRSのガイダンスでは、中小企業向けIFRSに特定のガイダンスが示されていない場合には、中小企業向けIFRSの当該箇所に示されている要求事項の階層の規定と対立しない限り、完全版IFRSの原則を使用することを容認している。
- この場合は、取引、または事象ないし条件に関して明確な要求事項が中小企業向けIFRSにおいて存在する場合に、完全版IFRSの要求事項に従うことを自由に選択できるということではない。中小企業向けIFRSにそうした明確な要求事項がある場合には、それが完全版IFRSと異なる場合でも当該要求事項を適用しなければならない。

# 収益認識に関するコメントレター

グラント・ソントン・インターナショナルと米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、公開草案「顧客との契約から生じる収益」に対して、共同のコメントレターをIASBとFASBに対して提出しました。

コメントレターの中で、我々は、2010年に公表された先の公開草案から多くの点が改善されたことを歓迎し、一連の変更は全体として費用と便益を考慮した現実的なアプローチを反映していると考えています。これまで確立されている会計慣行に対する不要な混乱を低減するために、例えば不利な債務およびファイナンス組込部分の認識に対して12ヶ月のカット・オフ期間を設けるなどの実務上の便宜が含まれており、その他の変更についても提案された基準の適用を明確化および簡素化することでしよう。

それでもなお、改訂されたガイダンスには、より明確化またはより簡素化される必要のある分野がいくつかあると我々は考えています。特に、一定の期間にわたって充足される履行義務に関するガイダンスは過度に複雑であり、また、変動性のある対価の見積りに係る提案と、認識される金額に対する制限に係る提案との相互関係については検討する必要があると考えます。

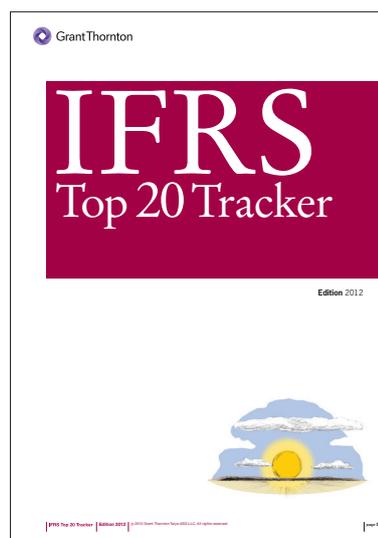
## グラント・ソントン・インターナショナル IFRS Top 20 Tracker—2012年版

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、2012年版IFRS Top 20 Trackerを公表しました。

2012年版のIFRS Top 20 Trackerでも例年のように、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業が直面するであろう課題として、グラント・ソントン・インターナショナルが選択した開示上および会計上の20の高度な問題について経営者に懇切に説明しています。

2012年版で扱われている項目は、以下のテーマに沿って選択されたものです。

- ・ 企業の経営者のコメントと財務諸表が相互に補完し合い、整合している必要性
- ・ 経済状況の悪化が企業の財務諸表に与えかねない影響、特に重視するのはユーロ圏のソブリン債務危機に関連する問題
- ・ 規制当局が関心を寄せる主な分野
- ・ 会計処理が難しい分野
- ・ 最近および間近に迫った財務報告における変更

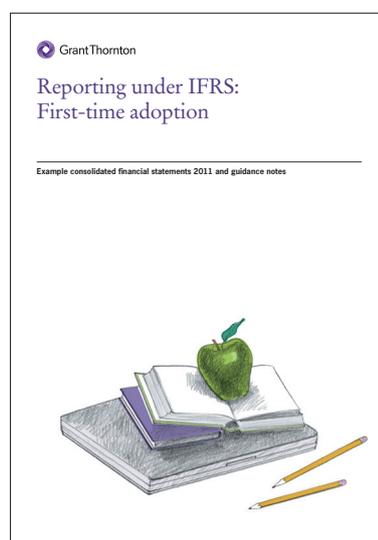


# グラント・ソントンインターナショナルの新しい初度適用企業の財務諸表例

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、刊行物「IFRSの初度適用ー連結財務諸表例」の更新版を公表しました。

本刊行物の2011年版では、2011年1月1日以降に開始する事業年度に適用されるIFRSによる変更を反映させるために見直しおよび更新を行いました。特に、「IFRSの年次改善(2010年版)」に含まれているIAS第1号「財務諸表の表示」に対する改訂を反映しています。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントンメンバー事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。



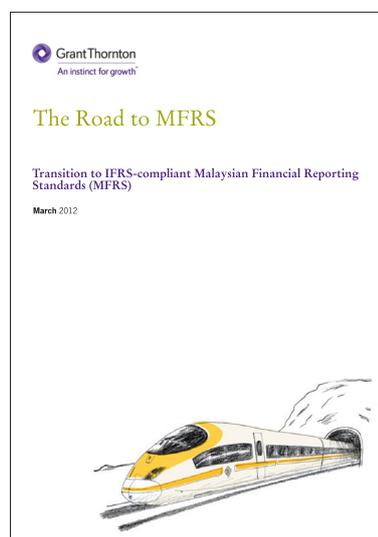
## マレーシアのメンバーファームがIFRSの手引書を公表

マレーシアのメンバーファームであるSGグラント・ソントンは、「IFRSに準拠したマレーシアの財務報告基準(MFRS)への道のりーMFRSへの移行」を公表しました。

2012年にはIFRSに準拠したマレーシアの財務報告基準(MFRS)が発効となるため、この年はマレーシアの財務報告において節目の年となります。

マレーシアのメンバーファームのこの刊行物では、

- MFRSフレームワークを紹介し、
- MFRS 1「マレーシアの財務報告基準の初度適用」の一般原則を説明し、
- 初度適用のプロセスを円滑に進める上で企業にとって有益であると考えられる利用可能ないくつかの経過措置に焦点を当てています。



# スウェーデンのパートナーが IFRS for SMEsの利点を記事に

スウェーデンのメンバーファームのパートナーであるEva Törningは、中小企業向けIFRSの利点を検討する記事を書きました。

本記事では、IFRSを使用している上場企業のための簡略化したグループ報告(連結財務諸表)および現在IFRSを使用していないスウェーデンの中小企業のために中小企業向けIFRSがもたらす利点について検討しています。本記事では、中小企業向けIFRSに対する関心が増大し続けており、70ヶ国以上がすでに本基準を適用したか、または適用に取り組んでいることが述べられています。

# 英国のメンバーファームが ICAEWの会計誌に掲載

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の月刊誌である「Economia」のウェブ版において、英国のメンバーファームのJake GreenとKatherine Martinの両氏の記事が掲載されました。

本記事では、英国の財務報告に関する英国会計基準審議会(UK ASB)の最近の提案(当該提案の詳細については後述する概要をご覧ください)に関する検討を行っています。UK GAAPにおいて現在存在しているいくつかの問題を指摘しており、特にIFRSと比べて金融商品の会計処理方法についてのガイダンスが不足していることに言及しています。本記事ではUK ASBの提案にはさらに解決しなければならない問題があるということを認識してはいるものの、しかるべき方向への一歩としてそれらの提案を評価しています。



# ESMAに提出されたコメントレター

## 協議文書「財務報告における重要性概念の検討」についてのコメントレター

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、協議文書「財務報告における重要性概念の検討」について、欧州証券監督機構(ESMA: European Securities and Markets Authority)にコメントレターを提出しました。以下が我々のコメントレターの主たる内容です。

- 重要性の規準は、情報の利用者およびその意思決定に対する情報の意義の評価に基づいて決定されなければならないという我々の見解を示した。
- このトピックに対する関心は、IFRSによって要求されている開示量が過度になっているという多くの人がもっている見解によって目下高まっていることを指摘した。
- 現在の重要性概念の定義については、財務諸表の作成者が自身の開示を的確なものにするための手段として使用可能で、また実際にそのように使用されなければならないという我々の考えを示した。
- 現在のIFRSにおける重要性概念の定義の見直しおよびその適用についての追加のガイダンスは、有用であるだろうということで見解が一致した。
- IASBが詳細なガイダンスの開発について責任を負わなければならないと、我々が確信していることを示した。

## グラント・ソントンのリースに関する ソート・リーダーシップとしての記事

米国のメンバーファームのパートナーであるJohn HeppとMark Scolesの両氏は、IASBのリース・プロジェクトに関するソート・リーダーシップとしての記事を執筆しました。

「すべてのリースは同じであるか？」は、IASBとFASBの新リース基準に関する公開草案を背景に執筆されました。両審議会は、貸手(lessor)に対して単一の会計処理モデル(債権・残存資産モデルと呼称されている)を提案しており、投資不動産および短期リース(12ヶ月以内のリース)に対してはいくつかの小規模な例外を設けています。

「すべてのリースは同じであるか？」において、グラント・ソントンは提案された新リース基準が開発された経緯を調査し、単一モデルによるアプローチが単純化され過ぎていると論じています。代わりに、貸手は金融資産を管理しているのか営業資産を管理しているのか、およびどのような種類のリスクが貸手のビジネスモデルに内在するのかによって、2つのモデルの使用を論証しています。

IASBは、リースに関する公開草案を2012年後半に再公表する予定です。



# IASBの副議長がグラント・ソントン・ ニュージーランドのイベントで講演

IASBの副議長であるIan Mackintosh氏は、出身国であるニュージーランドを訪問中、グラント・ソントンおよびCPAオーストラリアが主催した公共部門の上級公務員を対象としたイベントで講演を行いました。

講演において、Mackintosh副議長は、以下の事柄を含めIASBの現在のアジェンダに影響を及ぼしえる事項について、いくつかの興味深い見方を示しました。

- 基準開発休止期間 (period of calm) および概念への回帰に対する構成員からの要求
- 金融商品プロジェクト完了へのG20から高まるプレッシャー
- IASBと国際評価基準委員会 (IVSC: International Valuation Standards Council) との覚書作成およびIASBと国際アクチュアリー協会との覚書作成の可能性



# GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2~3回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回はフランスの代表にスポットライトを当てましょう。

## Emmanuelle Guyomard、フランス

Emmanuelleは、グラント・ソントン・フランスのアカウントティング・スタンダード担当リーダーです。2006年にフランスのメンバーファームに加入し、2008年にナショナル・テクニカル・パートナーになりました。

Emmanuelleは、16年以上にわたり、財務報告基準を専門としています。特に、2002年から2005年におけるフランスの上場企業のIFRSへの移行期間において、フランス国家会計審議会(CNC)(かつてのフランスの会計基準設定主体)およびフランス会計監査人協会(CNCC)(全仏会計監査組織)により設置された作業グループに深く関与しました。また、2005年から2008年まで、国際会計基準委員会(IASC)が指名したレビュー委員会の意向を受けてフランス語版のIFRS基準書(IFRS Bound Volume)の翻訳において貢献しました。

Emmanuelleは現在、会計基準監督機関(ANC)(フランスの会計基準設定主体)のフランス会計基準委員会のメンバーです。また、IFRSの専門家向けのトレーニングおよびセミナーを行うことを目的とする米国管理会計人協会(IMA)のフランス支部(非営利組織)における常任理事メンバーでもあります。



# その他のトピックー概要

## 中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)

IASBは、2012年後半に中小企業向けIFRSの包括的な見直しに関する作業を開始する予定です。コメントの募集は2012年第4四半期に予定されており、公開草案は2014年に公表される見込みです。最終版の改訂基準は2014年第1四半期に公表される予定です。

また、Q&A 2012/01とQ&A 2012/02(本IFRSニュースで前述したものをご覧ください)を公表後、IASBは現在作成中の中小企業向けIFRSに関する追加のQ&Aはないということも明言しました。さらに、当該包括的な見直しを開始する前に追加のQ&Aのドラフトを公表する場合でも、多数の公表は行わない予定です。

## IASBとFASBの円卓会議

IASBとFASBは、2011年11月に公表された収益の認識に関する再公開草案についての一連のアウトリーチ会議を開催します。会議は英国、米国、日本、ブラジルおよびマレーシアで開催されます。

また、両審議会は昨年公表された投資会社に関する公開草案についての円卓会議を開催しました。

## モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会のレビュー

モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会は、IFRS財団のガバナンスおよび戦略についてのそれぞれのレビューの結論を共同で公表しました。

モニタリング・ボードのレビューの結論では、ガバナンスの仕組みの側面、特にモニタリング・ボード、評議員会およびIASBの構成ならびにそれぞれの役割と責任に焦点が当てられています。一方、評議員会の戦略レビューの結論では、11年目に突入することもあり、IFRS財団のミッション、ガバナンス、基準設定プロセスおよび資金調達を検討することによって、組織の明確な戦略および見通しをはっきりと示すことに焦点が当てられています。提案には、IASBのデュープロセスの監視の改善およびIASB専任の調査部門の設置が含まれています。

レビュー公表後の次なるステップとして、モニタリング・ボードは改善措置を実施するための段階を進め、評議員会は定款の見直しを検討するプロセスを開始します。

## IVSCはデリバティブの評価に取り組む

国際評価基準委員会 (IVSC) は、金融デリバティブの評価を改善することを目的としたプロジェクトを開始しました。

IVSCは、金融機関が保有するデリバティブ商品のポートフォリオ(2008年の金融危機を受けて金融規制当局により広範囲にわたる監視の対象とされている分野)に対して行われている評価の透明性を高めたいと考えています。経営者、投資家およびその他の利害関係者が当該評価を理解するにあたって役立つように、本プロジェクトでは評価プロセスで使用する技法について、さらなる整合性および理解をもたらすことを目指しています。

## EFRAGはIFRS第10号とSPEについて検討

欧州財務報告アドバイザーグループ(EFRAG)は、IFRS第10号「連結財務諸表」が特別目的事業体(SPE)の連結に対してどのような影響を及ぼすのかについての検討に企業が参加するよう呼びかけています。

本検討は、欧州委員会によるIFRS第10号の影響力の評価を補足するものであり、当該影響力の評価に加えられますが、EFRAGによる承認のための助言とは別個のものです。IFRS第10号がSPEが関係した連結範囲に及ぼす影響を説明することを意図しています。この検討は、EFRAGのスタッフと、検討への参加に関心のある欧州各国の基準設定主体のスタッフとの密接な連携のもとで実施されます。

## EFRAGは事前のディスカッション・ペーパーに関するアウトリーチ会議を開催

EFRAGは、ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合の会計処理」および「法人所得税に関する財務報告の改善」について、多数のアウトリーチ会議の開催を発表しました。

それら会議のフィードバックは、法人所得税および共通支配下の企業結合に関するIASBとの今後の作業においてEFRAGによって使用されます。

## FRCは不透明な経済状況を受けて更新情報を公表

英国の財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)は、「上場企業の取締役へ向けた更新情報:財務報告において増大したカントリー・リスクおよび為替リスクを受けて」を公表しました。

本更新情報は、財務諸表を提出する際に増大するカントリー・リスクおよび為替リスクに関する問題に対して英国の上場企業に注意を喚起することを目的としたものです。しかし、英国以外の国の人々にとっても興味深いものであると考えられます。本更新情報で提起された問題には、以下の事項が含まれます。

- ・ 金融商品および取引先企業へのエクスポージャーによるカントリー・リスクに対するエクスポージャー
- ・ 一部の国で取られている金融引締め政策の影響(予測、減損テスト、継続企業の前提に対する影響など)
- ・ 予測に織り込まれていない為替相場の変動によって起こりうる影響
- ・ 後発事象に関する強化された開示に対する潜在的なニーズ

本更新情報は以下のウェブサイトでご覧頂けます。

<http://www.frc.org.uk/images/uploaded/documents/Update%20for%20Directors%20Jan%2012%20FINAL.pdf>

## 英国の財務報告

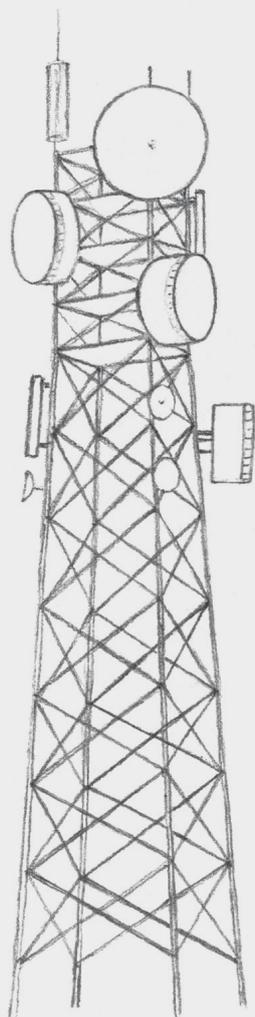
英国会計基準審議会(UK ASB)は、英国の財務報告に関する改訂案を公表しました。本提案は、上場企業(IFRSに基づく連結財務諸表の作成をすでに義務づけられている)の財務報告ではなく、英国の一般的な財務報告を対象としており、それによれば以下の事柄が生じることとなります。

- ・ すべての現行の会計基準は、中小企業向けIFRSに基づく単一のFRSに置き換えられる。
- ・ 開示を削減した開示フレームワークを導入する。すなわち、開示を削減したEU版IFRSの測定および認識基準の適用を一部の企業(主に子会社)に容認することとなる。
- ・ 英国の小規模企業向けの財務報告基準(FRSSE)を維持する。

## IFRSタクソミ(2012年版)

IFRS財団はIFRSタクソミ(2012年版)を公表しました。IFRSタクソミはIFRSをXBRL(eXtensible Business Reporting Language)方式に翻訳したものです。財務諸表の電子ファイリングのフォーマットとして、XBRLが選択される機会が急増しています。IFRSタクソミを公表することで、IFRS財団は、IFRSに基づく財務情報を伝達する際の電子基準に関する需要に対処しようとしています。

IFRSタクソミ(2012年版)のアーキテクチャ・フレームワークは、従来のバージョンと整合しており、2011年に公表されたすべてのIFRSタクソミの中間リリースを統合しています。さらに、IFRSタクソミ(2012年版)は一般的な慣行を反映する700以上の概念を初めて含めたものとなります。こうした拡張はおよそ200のIFRSに基づく財務諸表を分析することによってなされたものであり、IFRSに準拠した財務諸表をオンラインで提出する際に、財務諸表の作成者が個々のニーズに合わせるためにタクソミをカスタマイズする必要性が減少します。



# 新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2010年1月1日以降が発効日とされるIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

## 2010年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2015年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の改訂)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第1号	政府からの借入金—IFRS第1号の改訂	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺(IFRS第7号の改訂)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業に対する持分の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	ジョイント・アレンジメント	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)

2010年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS プラクティス・ステートメント	経営者による解説表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号の改訂)	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の改訂)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻なハイパーインフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止(IFRS第1号の改訂)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の改訂)	2011年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可

2010年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号の比較情報開示の限定的な免除(IFRS第1号の改訂)	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	株主割当発行の分類(IAS第32号の改訂)	2010年2月1日	可
IFRS for SMEs	中小規模企業向けIFRS	各法域間の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日(2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定(IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引(IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可



# コメント募集

本IFRSニュースを執筆中において、IASBがパブリック・コメントを募集している文書はありません。



[www.gti.org](http://www.gti.org)

© 2012 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。